審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和２４年法律第１９５号
手続名	土地改良区の解散認可	根拠条項	第６７条第２項

審査基準

総会の議決による解散

①認可申請の添付書類（土地改良法施行規則（昭和２４年８月４日　省令第７５号）第４９条）
- 解散の事由を記載した書面
- 解散にかかる総会の議事録の謄本
- 事業報告書、収支決算書、財産目録、残余財産の処分予定及び土地改良施設の管理移管に関する事項等を記載した書面（解散総会の議案書提出による省略可）
- 区債又は借入金がある場合（法４１第条第１項）は、債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあってはその事由を記載した書面）

受付機関	農林事務所	処理機関	農地整備課	交付機関	農地整備課	標準処理期間	３０日	目次№	１５
						標準経由期間	１５日		